

函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想 概要版

令和 8 年（2026 年）3 月

函 館 市 環 境 部

第1章 基本構想策定の目的

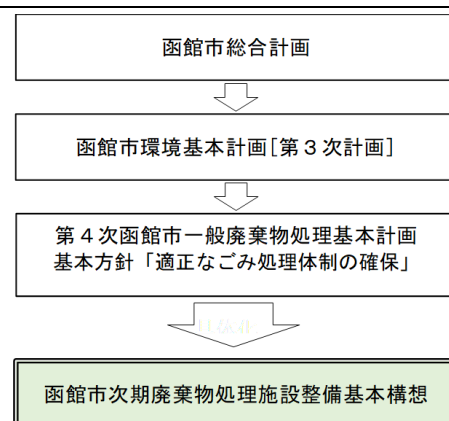
本市では、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量化や再資源化の取組を継続的に進めています。全国的により一層の排出抑制や資源循環の取組が求められています。

七五郎沢廃棄物最終処分場は、使用年数が残り12年程度と見込んでいるほか、リサイクルセンターは、機器設備の老朽化が進んでいる状況にあります。

こうしたなか、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえ、さらなる循環型社会の形成に向け、新たなごみ処理システムの方針とその処理に必要な中間処理施設および最終処分場の整備の方向性や基本的な考え方を示すことを目的として、「函館市次期廃棄物処理施設整備基本構想」（以下「本構想」という。）を策定します。

第2章 基本構想の位置付け

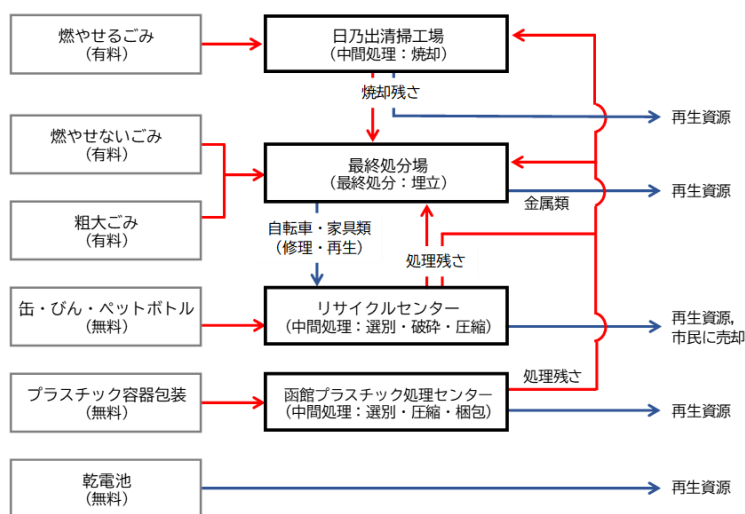
本構想は、「函館市総合計画」や「函館市環境基本計画[第3次計画]」との整合を図りながら、「第4次函館市一般廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）の基本方針の一つである「適正なごみ処理体制の確保」に定められた「新たな廃棄物処理施設の整備に向けた検討」を踏まえ、新たなごみ処理システムの方針とともに、新たに整備する廃棄物処理施設の概要等を具体化するものです。



第3章 本市のごみ処理の現状

1 分別区分とごみ処理フロー

各家庭から排出される家庭系ごみは、下記のフローにより処理されています。また、収集方法は、戸別収集（計画路線収集）を基本とし、東部地域の一部ではステーション収集による収集としています。

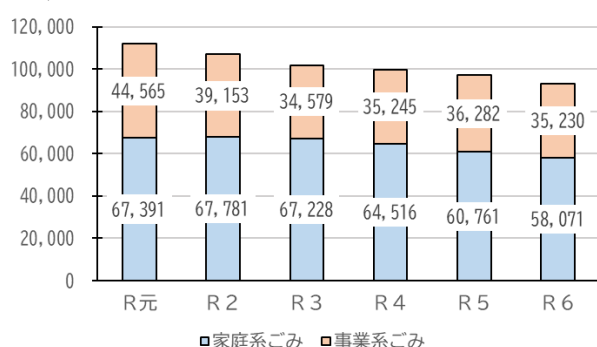


家庭系ごみの分別区分とごみ処理フロー

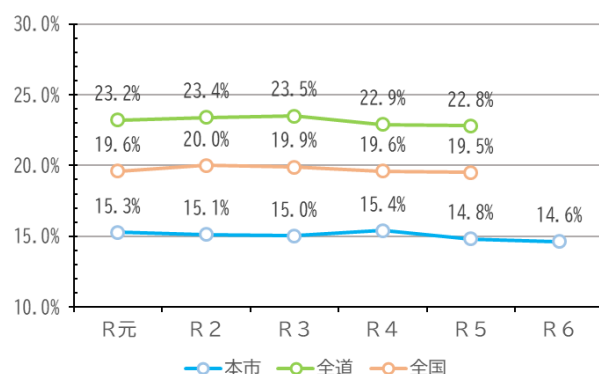
2 ごみ処理の状況

本市の家庭系ごみの排出量は、人口減少を背景に減少傾向で推移しています。

リサイクル率は、15%前後でほぼ横ばいに推移しており、全国・全道のリサイクル率と比べ、低い水準となっています。

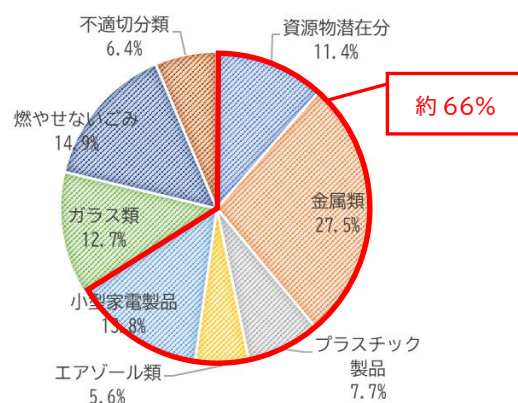
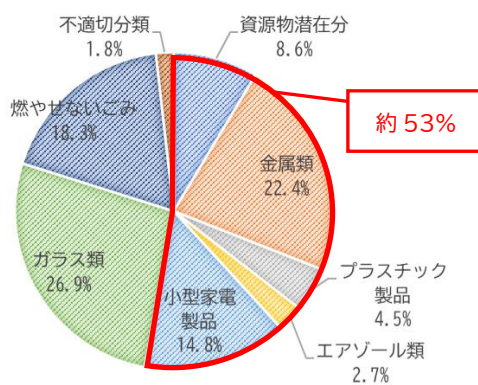


ごみ排出量の推移



リサイクル率の推移の比較

また、令和5年度（2023年度）に実施した燃やせないごみの組成分析調査の結果では、プラスチック容器包装や缶・びん・ペットボトルなどの資源物潜在分のほか、金属類、プラスチック製品、エアゾール類、小型家電の再資源化が可能と見込まれるごみが、重量比では約53%、容積比では約66%含まれています。



燃やせないごみの組成（左：重量比，右：容積比）

3 ごみ処理施設の現状

(1) 中間処理施設（焼却施設）

日乃出清掃工場は、燃やせるごみの焼却処理をしています。令和5年（2023年）から既存建屋を利用した焼却炉の更新工事を進め、令和11年（2029年）4月の全面供用開始を目指しています。

なお、当該工場は、更新工事中であるため、本構想の検討対象施設から除外することとします。

(2) 中間処理施設（資源化施設）

リサイクルセンターは、平成9年（1997年）に供用を開始し、家庭系ごみの缶・びん・ペットボトルおよび事業系ごみのびんの中間処理を行っています。

函館プラスチック処理センターは、平成14年（2002年）に供用を開始し、プラスチック容器包装と事業系ごみのペットボトルの中間処理を行っています。

(3) 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、平成4年（1992年）に供用を開始し、燃やせないごみや粗大ごみ、焼却残さ、資源化残さなどの埋立処分を行っています。

また、恵山廃棄物最終処分場および南茅部廃棄物最終処分場は、排出者が直接持ち込んだ燃やせないごみの埋立処分を行っています。

なお、恵山と南茅部の最終処分場は施設規模が非常に小さいため、本構想の検討対象施設から除外することとします。

第4章 ごみ処理における課題

1 ごみ処理システムに関する課題

(1) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集および再商品化の取組

令和4年（2022年）に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」では、市町村の責務として、「その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

(2) リチウム蓄電池のほかスプレー缶などの専用の処理を要するごみへの対応

近年、リチウム蓄電池や当該電池を使用した製品に起因する火災事故が多数発生しており、国では、処理体制の構築を市町村に求めています。また製造事業者等に対しては、回収を義務付ける方針を示しています。

今後は、国の動向を見据えつつ、エアゾール缶や小型家電などを含めた廃棄物の適正な処理について、検討を進めていく必要があります。

(3) びんの再商品化を図る収集・処理

再商品化を図るためには、割れないように収集する必要があります。また、割れたびんの処理は、他の収集物や設備を傷める原因となっています。

(4) 古紙や繊維類（衣類）のさらなる再資源化の取組

「燃やせるごみ」に区分しており、拠点回収や集団資源回収のほか、民間回収の活用による再資源化に取り組んでいます。さらなる再資源化の取組を進めていく必要があります。

(5) 使用済み小型家電や蛍光灯等のさらなる再資源化の取組

「燃やせないごみ」に区分しており、拠点回収などによる再資源化に取り組んでいます。さらなる再資源化の取組を進めていく必要があります。

(6) 燃やせないごみと粗大ごみの処理

最終処分場に搬入される燃やせないごみと粗大ごみのうち、小型家電などの一部を除き、そのほとんどをそのまま埋立処分しているため、最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を検討する必要があります。

2 ごみ処理施設に関する課題

(1) 中間処理施設（資源化施設）

リサイクルセンターは、供用開始から 30 年近くが経過し、主要設備の経年劣化が多く見られることから、施設・設備の整備を検討していく必要があります。

また、多様化する処理対象物への対応が難しくなっているため、新たな処理ラインの導入についても合わせて検討する必要があります。

(2) 最終処分場

七五郎沢廃棄物最終処分場は、これまで埋立品目の見直しなどにより延命化を図ってきましたが、使用年数が残り 12 年程度となっており、残余年数を見据え、建設候補地の選定も含め、計画的に検討を進めていく必要があります。

第 5 章 広域化・集約化の検討

北海道では、令和 4 年（2022 年）に「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」を策定しており、本市については「広域化・集約化が進んだブロックであり、基本的に現状の処理体制を維持する。」とされていることから、本市単独での処理を継続することとし、検討を進めます。

第 6 章 新たなごみ処理システムの検討

1 新たなごみ処理システムの方向性

本市の新たなごみ処理システムの方向性は、次のとおりとします。

(1) 分別区分について

分別区分については、市民の負担や収集・処理コストの増加が想定されることから、現行の区分を基本とします。また、さらなる再資源化を図るため、拠点回収や集団資源回収のほか、民間回収の活用の促進に努めていきます。

- ・適正分別の強化
- ・拠点回収の促進（古着、小型家電、蛍光灯など）
- ・集団資源回収の促進（ダンボール、新聞、雑誌みなど）
- ・民間回収事業（拠点）の利用促進（古紙類、金属類など）

【個別の課題への対応】

○ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化の取組

廃棄物処理施設の整備等の財源である循環型社会形成推進交付金の交付要件になっていることから、経済性を考慮した効果的・効率的な分別収集および再商品化の実施に向けた取組を進めることとします。

○ リチウム蓄電池などの危険ごみへの対応

本市においても、火災事故防止のための対策を早急に講じていくこととします。

また、スプレー缶やカセット式ガスボンベ、使い捨てライターなどのいわゆる「危険ごみ」についても、回収方法等の検討を進めていくこととします。

○ びんの収集、処理

今後、組成分析調査などを行い、費用対効果も含めて、収集体制の見直しの検討を進めていくこととします。

(2) 収集方法について

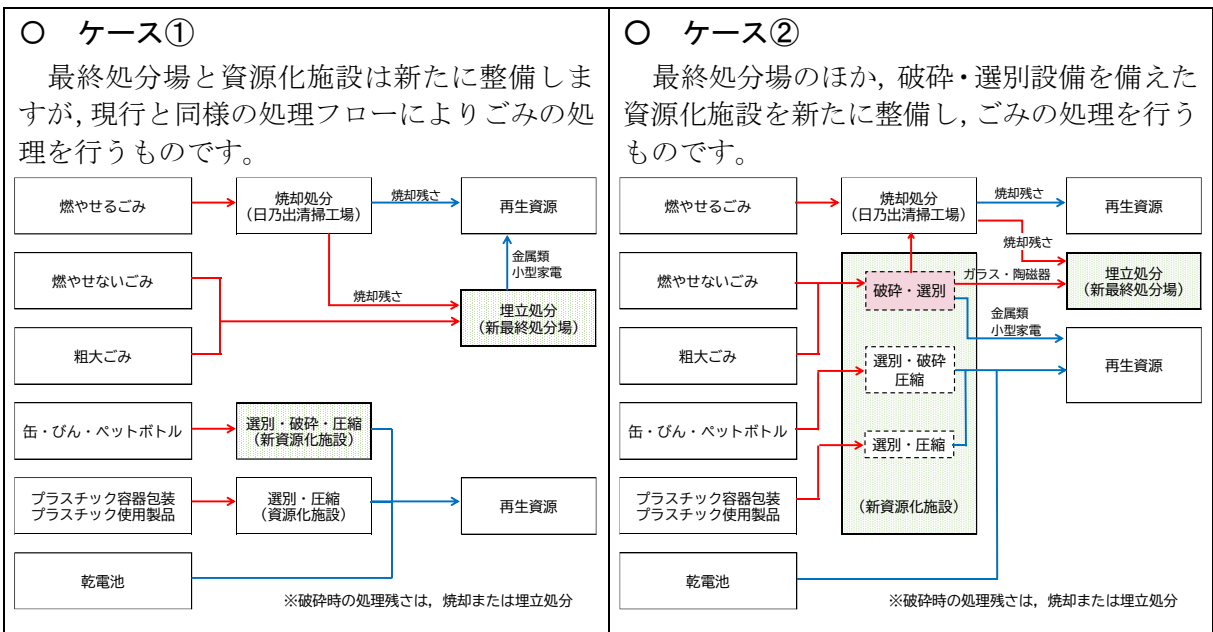
高齢化が進行しているなか、市民の負担軽減や利便性の観点から、戸別収集を継続することとします。なお、今後は、人口減少や収集コストを踏まえながら、効率的な収集体制の構築に向けて検討を進めていくこととします。

(3) 処理方法について

最終処分場に搬入される燃やせないごみと粗大ごみのさらなる再資源化の促進と最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を図るために有効な破碎・選別工程の導入を進めていくこととします。

2 ごみ処理システムのモデルケースの設定

新たなごみ処理システムの方向性について検討するにあたり、現行と同様の処理を行う場合と再資源化の促進と最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減に有効な破碎・選別処理を行う場合のケースを設定し比較します。



3 ごみ処理システムの比較評価

ケース②はケース①に比べ、資源化施設の処理量が 3.4 倍となり、資源化率が 3.8 ポイント増加し、最終処分場の埋立容量が 55%程度まで減少しました。

また、ケース①とケース②で総事業費に大きな違いはありませんでした。

以上により、資源循環が促進されるほか、最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減にもつながり、環境への負荷低減が図られるケース②のごみ処理システムの優位性が高いものと考えられることから、当該ケースにおけるごみ処理に必要な施設の基本的事項について検討していくこととします。

各ごみ処理システムの比較結果

		ケース①	ケース②
概 要		現行と同様のごみ処理を行うケース	現行に加え、燃やせないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理を行うケース
施設規模	資源化施設 (計画処理量)	4,350 t /年 (20 t /日)	14,769 t /年 (67 t /日)
	最終処分場 (埋立容量)	420,000 m ³	230,000 m ³
資源化率		14.8% (現在の資源化率：14.8%)	18.6%
費用	整備事業費	資源化施設：約 74 億円 最終処分場：約 172 億円 計：約 246 億円	資源化施設：約 111 億円 最終処分場：約 113 億円 計：約 224 億円
	管理運営費	維持管理費：約 124 億円 運搬費：約 150 億円 計：約 274 億円	維持管理費：約 120 億円 運搬費：約 165 億円 計：約 285 億円
	総事業費	約 520 億円	約 509 億円

- ※1 上表は、現時点での試算であり、今後の経済情勢や人口動向等により変動する可能性があります。
- 2 計画処理量は、供用開始予定年度である令和 17 年度（2035 年度）の推計量で算定しています。
- 3 埋立容量は、供用開始予定年度から 15 年間の埋立を想定し算定しています。
- 4 整備事業費と管理運営費は、具体の整備内容等が未定のなかで、類似施設の整備実績等により試算した概算額です。
- 5 整備事業費は、最終処分場の形式をオープン型とした場合の費用であり、建設地の周辺環境等により大きく変動する可能性があるほか、事前調査や用地買収、敷地外の接続道路などのインフラ整備等に係る費用は含まれていません。
- 6 管理運営費は、供用開始予定年度である令和 17 年度（2035 年度）から 15 年間の積上げにより算定しています。

第7章 新たな廃棄物処理施設の整備の方向性

1 施設整備の基本方針

新たなごみ処理システムを踏まえ、環境への負荷の低減に配慮した施設とします。

(資源化施設)

再資源化の促進と最終処分量の抑制を図る、効率的な施設の整備を検討します。

(最終処分場)

処理工程による最終処分量の減少を考慮した適正な規模や周辺環境に配慮した施設の整備を検討します。

2 施設の整備の方向性

◆ 経済性・効率性に優れた施設

環境負荷の低減や地域社会との融和、経済性に配慮し、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図ったコンパクトな施設を目指します。

◆ 破碎・選別工程の導入

破碎設備を備えた効率的な施設の整備を検討し、再資源化の促進と最終処分する廃棄物の減容および処分量の削減を目指します。

◆ 周辺環境への配慮

周辺環境との調和を図るとともに、地域住民からの理解が得られるよう、最適な処理方法・構造等を検討します。

◆ 市民に有益な跡地利用と環境学習機能の付加

市民に有益な廃止後の跡地利用の方向性や、環境啓発・情報発信のため、施設見学や3R啓発のための機能を備えた市民に広く親しまれる施設について検討します。

3 次期廃棄物処理施設の概要

(1) 資源化施設

① 供用期間

35年程度

② 処理対象物と計画処理量

処理対象物	計画処理量
燃やせないごみ	7,218t/年 (32t/日)
粗大ごみ	504t/年 (3t/日)
缶・びん・ペットボトル	4,350t/年 (20t/日)
プラスチック容器包装 プラスチック使用製品	2,697t/年 (12t/日)
合 計	14,769t/年 (67t/日)

(2) 最終処分場

① 供用期間

15 年

② 構造形式

最終処分場の構造形式は、屋根のない従来型のオープン型最終処分場と埋立地に屋根を付けた被覆型最終処分場があります。それぞれの特徴には一長一短があり、建設地も含め総合的に勘案する必要があるため、建設候補地の選定にあわせて、その優位性を考慮しながら検討を進めることとします。

③ 施設規模

項 目	オープン型	被覆型
埋立容量	230,000 m ³	
埋立面積	40,000 m ²	

④ 浸出水処理施設

浸出水処理施設の処理方式は、放流式（公共用水域あるいは下水道放流）と無放流式に大別されます。最終処分場の構造形式と同様、建設地も含め総合的に勘案する必要があるため、建設候補地の選定にあわせて検討を進めることとします。

4 廃棄物処理施設に求められる新たな役割

(1) 跡地利用

周辺環境と調和のとれた環境負荷の少ない施設とするため、最終処分場の構造形式や建設地の選定にあわせて検討を進めることとします。

(2) 環境学習の場としての機能

環境学習の機会を提供できる市民に開かれた施設とするため、会議室の設置やバリアフリー化など、施設の受入体制について検討することとします。

5 事業手法の検討

国や市の指針等に基づき、本事業の特性を踏まえ、民間活力の導入の適否を評価したうえで、事業手法を決定するものとします。

第8章 概算整備費と整備スケジュール

1 概算整備費

(1) 概算整備費の算定

概算整備費	資源化施設：約 1 1 1 億円 最終処分場：約 1 1 3 億円 計：約 2 2 4 億円
-------	--

なお、上記費用は、具体の整備内容等が未定のなかで、類似施設の整備実績等により試算した概算額です。

また、最終処分場の形式をオープン型とした場合の費用であり、建設地の周辺環境により大きく変動する可能性があるほか、事前調査や用地買収、敷地外の接続道路などのインフラ整備等に係る費用が含まれていません。

(2) 財政計画

環境省の循環型社会形成推進交付金（交付率：交付対象事業の 1/3）および一般廃棄物処理事業債を活用します。

2 整備スケジュール

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
基本構想の策定	←→											
建設候補地の選定	←→											
基本計画の策定		←→										
民間活力 導入可能性調査			←→									
基本設計 環境影響調査 測量・地質調査等				←→								
実施設計							←→					
建設工事								←→				
供 用												→